

# 除雪は地域みんなの力で！

今年も雪を心配する季節を迎えます。積雪時、町は町道の除雪作業を行いますが、除雪作業には限界があり、全ての道を除雪することはできません。そこで必要なのが皆さまのお力です！自分たちの暮らしは自分たちで守る「自助」、隣近所や地域で支え合う「共助」の重要性をご理解いただき、除雪へのご協力をお願いします。

**問い合わせ先**  
町道について  
建設水道課建設係  
(32) 3129  
県道について  
県佐久北部事務所維持係  
0267(63) 3173  
国道について  
国土交通省長野国道事務所上田出張所  
0268(22) 2737



## 町の除雪・融雪体制

町は、町道の安全な交通を確保するため、積雪量に応じて除雪指定路線を除雪します。

除雪・融雪作業は町内建設業者など10社へ委託し、ドーザー16台、融雪剤散布車2台体制で行います。

## 積雪時は「自助」「共助」「公助」で効率よく除雪しましょう

**自助(自分で)**  
自宅の敷地やその周辺は各ご家庭で除雪しましょう。

**共助(地域で)**  
①地域の生活道路や歩道、特に通学路は、子どもたちの安全確保のための除雪にご協力ください。

②高齢者のお宅などは、地域の皆さままで声を掛け合って除雪をお願いします。

## 公助(行政で)

町で除雪指定路線の除雪を行います。

## 危険です！やめましょう

①路上駐車をしない

路上駐車された車は、除雪作業の妨げとなります。また、交通渋滞や事故につながる恐れもあります。

②道路へ雪を出さない

道路へ雪を出すと、交通の支障となり、思わぬ事故につながる場合があります(道路に雪を出す行為は、道路交通法で禁止されています)。

③水路や側溝へ雪を入れない

水路や側溝へ雪を投げ入れると、下流で雪が詰まり、水があふれて道路が凍結する恐れがあります。

## 雪の片付けにご協力ください

①屋根から落ちた雪

屋根から道路へ落ちた雪は、交通

## 日ごろから雪に備える

日ごろからテレビやラジオ、インターネットなどにより気象情報に関するニュースに注意しましょう。大雪が予想される場合には、事前に食料や燃料などの生活必需品の確保に努め、豪雪時の外出は控えましょう。



## 除雪車出動の目安

※詳しい除雪路線は、町ホームページでご覧いただけます。

	積雪量(目安)	主な除雪指定路線
第1次出動	10cm	●主要幹線道路 国道18号、県道へ接続する交通量の多い町道(通称かりん道路、ふるさと農道など) ●補助幹線道路 各地区内の主な幹線道路
第2次出動	30cm	●第1次出動対象道路 ●各地域主要生活道路 各地域の主な生活道路

# 冬が近づいています 備えは大丈夫ですか？

## 水道のメーターボックスの凍結防止にご注意ください

水道のメーターボックスは水道ご使用者様に管理いただいているところですが、凍結防止のためメーターボックス内に発砲スチロールや食品用トレイ、わら、布などを入れてた事例があります。しかし、わらや布などは水分を吸収し、メーターボックス内で凍結してしまいます。また、発砲スチロールや食品用トレイなどは凍結防止に効果が期待できませんが、バラバラの状態ですと検針やメーター交換の際に取り出すのが困難で作業に支障が出ます。

## 注意事項

凍結防止のためにメーターボックス内にもものを入れる場合は、発砲スチロールを袋に詰めるなど検針やメーター交換の妨げにならない取り出しやすいものとしていただけますようご協力をお願いします。

## 問い合わせ先

建設水道課上下水道管理係  
(32) 3129

## 水道メーターの検針にご協力ください

水道料金を算定するために、検針員が水道メーターの検針を行っています。

検針を行う際、メーターボックスの維持・管理をして頂いている使用者(所有者)の皆さまに注意していただきたい点があります。

- メーターボックス周辺に車を駐車したり、(植木鉢など)物を置かない。
- メーターボックスの中に水や泥が入らないようにする。
- 飼いや出入口や水道メーターから離れた場所につなぐ。

●検針時期に降雪となった場合は、メーターボックス周辺を除雪する。

検針ができない場合は、過去の実績から水道使用量を認定して水道料金を請求されます(前回の使用水量と比較することにより、漏水を発見できる場合があります)。効率的な検針が行えるようご協力をお願いします。

## 問い合わせ先

建設水道課上下水道管理係  
(32) 3129

## 暖炉・薪ストーブ等使用の際のお願い

暖炉や薪ストーブ等を利用する方が近年増えてきています。同時に町へ煙や臭いに関する相談が住民の方から寄せられることも増えてきています。そこで、次のポイントに注意し、適切な使用をお願いします。

- ①十分に乾燥した薪を使う  
湿った薪は多量の煙や臭い、スス、タールが発生します。
- ②薪以外は絶対に燃やさない  
ごみはもちろん、接着剤・塗料等が付着した薪(ベニ板)は悪臭や有害物質を発生させますので、燃やさないでください。
- ③定期的に点検・掃除を行う  
煙突にススが溜まると、使用時に火の粉が飛び、近所迷惑になるほか、引火して火災の原因になります。定期的に点検・掃除を行います。
- ④二近所への配慮  
近所で洗濯物を外に干している時間帯は使用を控えるなど、配慮をお願いします。

近所での洗濯物を外に干している時間帯は使用を控えるなど、配慮をお願いします。

## 問い合わせ先

町民課環境衛生係  
(32) 3114

## 灯油の流出事故にご注意ください！

各家庭で灯油を扱う機会が増える冬季は、灯油の流出事故の発生が予想されます。

- 灯油が河川へ流出してしまうと、たとえ少量であっても、下流域で水道水の取水、養魚場、農作物等に甚大な被害を及ぼし、事故を起こした方には損害賠償、油除去、土壌入替など、多岐に渡り、事故処理を行う責任が生じます。
- 日ごろから事故を防止するために次のことを必ず守りましょう。
- ①給油中はその場を離れない
  - ②給油後、バルブの閉め忘れがないか確認する
  - ③定期的に給油設備に腐食や亀裂等がないか点検を行う
- 万が一、灯油を流出させてしまったら、流出しているのを発見したら、可能な限り、布や新聞紙などで拭き取っていただき、すぐに左記の機関へご連絡ください。

早期発見・早期対応が汚染の拡大防止には必要です。

## 問い合わせ先

町民課環境衛生係  
(32) 3114  
御代田消防署  
(32) 0119